

特定建設作業実施届出書

年 月 日

春日井市長様

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
電話番号

印

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項（第2項）、振動規制法第14条第1項（第2項）の規定により、県民の生活環境の保全等に関する条例第46条第1項（第2項）

次のとおり届け出ます。

建設工事の名称			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	(工事施工面積: m ² 建設作業区域外からの土砂の搬入の有無: 有・無)		
特定建設作業の種類 (該当する作業に○印を付けてください)	騒音関係	騒音規制法 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8	県民の生活環境の保全等に関する条例 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10
	振動関係	振動規制法 1. 2. 3. 4	県民の生活環境の保全等に関する条例 1. 2. 3. 4
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19又は別表第20に規定する機械の名称、形式及び仕様	騒音関係	騒音規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
	振動関係	振動規制法	県民の生活環境の保全等に関する条例
特定建設作業の場所			
特定建設作業の実施の期間	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで		
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
	時から	時まで	時間
騒音又は振動の防止の方法			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号		
	電話番号		
	電話番号		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
	電話番号		
	電話番号		
※ 受 理 年 月 日			
※ 審 査 結 果			

- 備考
- 1 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19又は別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。
 - 2 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
 - 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実動時間が同じである日ごとにまとめること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 6 届出は、特定建設作業の開始の日の中7日前までに行うこと。

別紙

特定建設作業の種類		騒音 振動 県条例	騒音 振動 県条例	騒音 振動 県条例
特定建設作業に使用される機械の名称、形式及び仕様				
特定建設作業の実施の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで日間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで日間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始 時から 作業終了 時まで 実働時間 時間 作業日	作業開始 時から 作業終了 時まで 実働時間 時間 作業日	作業開始 時から 作業終了 時まで 実働時間 時間 作業日
騒音・振動の防止の方法				
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号 —	電話番号 —	電話番号 —
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	電話番号 —	電話番号 —	電話番号 —

特定建設作業の種類		騒音 振動 県条例	騒音 振動 県条例	騒音 振動 県条例
特定建設作業に使用される機械の名称、形式及び仕様				
特定建設作業の実施の期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで日間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで日間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻		作業開始 時から 作業終了 時まで 実働時間 時間 作業日	作業開始 時から 作業終了 時まで 実働時間 時間 作業日	作業開始 時から 作業終了 時まで 実働時間 時間 作業日
騒音・振動の防止の方法				
下請負人が特定建設作業を実施する場合	下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号 —	電話番号 —	電話番号 —
	下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所	電話番号 —	電話番号 —	電話番号 —

(注) 特定建設作業の種類のカラムは、騒音の規制を受ける作業は“騒音”の右側、振動の規制を受ける作業は“振動”の右側に騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19又は別表20に掲げる作業の種類番号を記載すること。